

帯広市広報マスコットキャラクター 画像使用マニュアル



帯広市 政策推進部
広報秘書室 広報広聴課

1. 帯広市広報マスコットキャラクター

名称：しらかんば

帯広の美味しいを作って届ける
白樺のようせいばんば

十勝晴れと農業が大好き

性別	なし（自分のことは「ぼく」と呼んでいます）
生年月日	妖精なので、ひみつ
好きなもの	十勝晴れ、農業
特技	そりを引くこと
仕事	帯広市のホームページや、広報紙の案内役。本業は農業。



2. 使用可能なデザイン（4点）



A. 立ち姿



B. 農業



C. そりを引く



D. 冬の装い

※その他のデザインを使用したい場合は広報広聴課にご相談ください

3. 使用目的

市政への理解促進、帯広市のイメージアップ、帯広市広報マスコットキャラクターのPRに寄与するものに用いられることを目的に画像使用許可を行うものです。使用者が提供するサービス内容等を保証することが目的ではありません。なお、帯広市広報マスコットキャラクターに関する一切の権利は市に属します。

4. 申請手続き

帯広市広報マスコットキャラクターの画像を使用するためには、必ず広報広聴課に申請を行ってください。

申請先

帯広市 政策推進部 広報秘書室 広報広聴課
〒080-8670
北海道帯広市西5条南7丁目1番地 市庁舎3階
TEL 0155-65-4109 FAX 0155-23-0156
Mail report@city.obihiro.hokkaido.jp

申請単位

1つの使用物品（商品）毎に申請が必要です。

使用料

無料

使用の流れ



- 1 帯広市公式ホームページ「しらかんばの部屋」より帯広市広報マスコットキャラクターデザイン使用申請書（様式第1号）をダウンロードし、デザイン案（企画書等）と一緒に広報広聴課まで、提出してください。
- 2 審査の結果、画像使用可と判断された場合、広報広聴課より帯広市広報マスコットキャラクターデザイン使用（変更）承認通知書（様式第2号）をお送りします。（承認まで2週間ほどかかりますのでご了承ください）
承認通知書をお送りすると同時に、申請書に記載いただいたメールアドレスに画像をお送りします。
- 3 商用利用の場合は、市税の納税状況を確認させていただく場合があります。また、商品を販売する前に、完成品を2部提出してください。提出が困難なものはご相談ください。

必ず、使用承認の条件などを帯広市広報マスコットキャラクターデザイン使用要綱でご確認の上申請してください。

5. 表示方法

広報広聴課から提供された画像を加工することなく、そのままの状態で使用してください。あいさつ文程度の簡単な吹き出しなどを付け足すことは可能ですが、その場合は必ず事前に広報広聴課に確認を取ってください。

必ず守ってください！

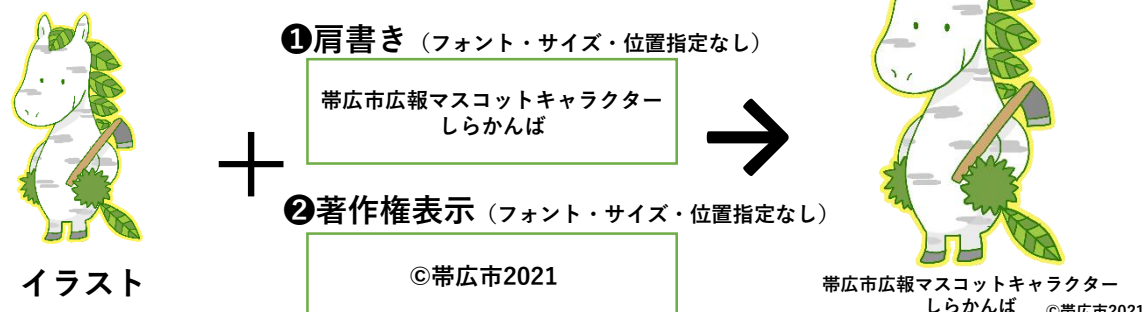
画像を使用する場合は必ず、イラストとロゴ（著作権表示入り）または、「帯広市広報マスコットキャラクター」（フォント・サイズ指定なし）の表記と「©帯広市2021」を明示してください。

■使用例

イラストと「ロゴ」の場合



イラストと「肩書き」+「著作権表示」の場合



次のような使用は許可されません



イラストを変形する



色を変える



ロゴを変形する

その他、ロゴを表示しない、イラストを表示しない、著作権表示を明示しない場合も許可されません。

6. 商用利用の場合のポイント

Q1 帯広市外で商品を製造しても良いですか？

製造場所は問いません。

Q2 広報マスコットキャラクターを使用した商品をPRする場合の販促物などに、広報マスコットキャラクターを利用する場合は別途申請が必要ですか？

承認された商品をPRするための販促物については別途申請を行う必要はありません。ただし、販促物の見本等を使用前に広報広聴課に提出いただくとともに、作成した全ての販促物に対しても必ず著作権表示を明示してください。

Q3 商品名に帯広市広報マスコットキャラクターの名称を冠しても良いですか？（例えば「しらかんぱクッキー」など）

商品名への帯広市広報マスコットキャラクター名称の使用は可能です。ただし、承認された商品は名称も含めて独占的な使用を認めるものではありません。

そのため、他社が同じ名称の商品を申請した場合も、名称を理由に許可しない、という事はありません。（「しらかんぱクッキー」という商品を複数の事業者が製造・販売するかもしれません）

Q4 商品そのものに広報マスコットキャラクターのイラストやロゴを表記できない場合どうしたら良いですか？

商品そのものに表記できない場合は、商品の外装等に表記してください。その場合も、**5. 表示方法**に記載のイラストおよびロゴ、著作権表示の表示方法を守って表記してください。



問い合わせ

帯広市 政策推進部 広報秘書室 広報広聴課
〒080-8670
北海道帯広市西5条南7丁目1番地 市庁舎3階
TEL 0155-65-4109 FAX 0155-23-0156
MAIL report@city.obihiro.hokkaido.jp

発行年月日 / 令和3年3月9日

一部改訂 / 令和3年4月8日